

草津市賃借料情報 (参考)

令和6年1月から12月までの実績

令和6年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料水準（10アールあたり）は、以下のとおりとなっています。

令和7年3月1日

草津市農業委員会

農地の区分		平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数(件)
田	第1地域(圃場整備田)	3,700	6,200	2,000	1227
	第2地域(未整備田)	1,400	3,100	1,000	140
畑	特定畑(畑地灌漑施設が完成している畑地)	12,900	23,900	6,000	71
	普通畑(上記以外の畑地)	9,800	13,000	4,400	33

注意事項

- ・この水準は農地法第52条の規定に基づき、農地の賃貸借における賃借料決定の参考として提供させていただくものです。使用貸借（無償）は除外しています。
- ・本情報は、実勢の集計値であり、拘束力はなく賃借料は対象農地の状況（耕作の難易、土地の広さ、形状、水利条件等）に合わせ、当事者同士で十分協議して設定してください。
- ・標準的な水準を算出するため、全賃借料データから極端な数値を除いて算出しています。
- ・特定畑と普通畑については、令和6年のデータが僅少だったため、草津市の過去3年分のデータを使用して計算しています。

『農地を売買・貸借したり、転用するときは法律に基づいた手続きが必要です。』

農地は大切な食料の供給基盤であり、かけがえのない農地を守り活かすことが重要です。

農地法第3条

農地を農地のままで売買や貸借等をする場合は、農地法第3条による許可申請が必要となります。（農地を取得される方は、一定の要件があります。）

法改正により、下限面積の要件は令和5年4月1日から撤廃されました。

農地法第4条

自己所有の農地を自己使用目的で農地以外のものに転用（駐車場や住宅等）する場合は、農地法第4条による許可申請が必要となります。

農地法第5条

農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等権利を移転・設定し、農地を農地以外のものに転用する場合は、農地法第5条による許可申請が必要となります。

ただし、農地法第4条および農地法第5条のうち、都市計画法に基づく市街化区域内農地を転用する場合は届出になります。

違反した場合

許可なく転用したり、許可の条件に違反している場合は工事の中止や原状回復等の命令がされる場合があります（農地法第51条）。

違反転用すると個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金が科せられます（農地法第64条、67条）。

詳しくは、担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員や農業委員会事務局まで御相談ください。

申請の締切日

毎月20日（20日が土・日・祝日の場合は、その直前の開庁日が締切日となります。）ただし、市街化区域内の転用届出については、随時受付しております。

農業委員会総会開催日について

農業委員会総会は毎月10日の午後1時30分より開催しております。（10日が休日の場合は翌日の平日、但し、12日以降となる場合、平日9日に開催）

傍聴について

総会を傍聴することができます。

総会開始時間の30分前から開始までの間に事務局までお申し込みください。

定員5名を超えた場合は抽選により決定します。

農地法に関する相談について（要予約）

農地法の許可申請、届出および相談については、電話にて事前の予約をお願いいたします。（職員は、現地調査や会議等で不在になる時間があり、予約のないご相談等については、当日に承れない場合がありますのでご注意ください）

また、ご相談の際は、対象の土地の地番や事業計画等を明確にしたうえで、土地所有者が窓口にお越しください。

登記情報提供サービスから発行される照会番号付き登記情報の取扱いについて

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条の規定により、農地法に基づく申請に添付しなければならない登記事項証明書（全部事項証明に限る）については、一般財団法人民事法律協会が運営する「登記情報提供サービス」から発行される「照会番号」及び「発行年月日」が記載された登記情報を添付書類として提出することで、当該登記事項事項証明の添付を省略することができます。

適用範囲 農地法に基づく手続きのうち、

1. 農地法施行規則の規定により登記事項証明書（全

部事項証明書に限る）が必要となる手続き

2. その他の農地に関する手続きで登記事項証明書（全部事項証明書に限る）が必要となる手続き

適用条件 照会番号（10桁）が記載されていること

発行年月日が記載されていること

発行日から100日以内であること（照会番号の有効期限は発行年月日から100日間です）

他の行政機関等で照会番号を利用していないこと（1つの照会番号につき1度しか照会確認できません）

農業委員会だより

発行・編集

草津市農業委員会

草津市草津三丁目13番30号

TEL 077(563)1234 代表

077(561)2415 直通

FAX 077(561)2486

E-mail nogyo@city.kusatsu.lg.jp



青空に黄金色の稲穂が光り輝きます。

真夏の強い日差しの照り付けた8月8日、汗を拭いながら今年一番の黄金色の稲穂を刈り取っていました。

ご挨拶

農業委員会 会長 田中 治嗣



早春の候、農業者の皆様におかれましては育苗準備が始まろうとしているなか、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃は、農業委員会活動に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年の農業農村を取り巻く状況は、農業者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加、高温障害など異常気象の発生による農作物の収量減、また国際情勢の不安定化による肥料、エネルギーの高騰など、農業者にとって大変厳しい状況が続いております。

こうした中、本市農業委員会では担い手や集落営農への農地利用集積・集約化、新規就農者の参入促進のため、農地の利用の最適化を目指して活動しております。

また、10年後の農地利用像を描く地域計画については、本年度中に策定が出来るよう両委員が地区単位で開催される会合等に積極的に参画したところです。

国は25年ぶりに改正された食料・農業・農村基本法に基づき、基本計画づくりに向けた議論が、各専門部会で白熱していると聞き及んでおります。農業委員会ネットワークを通じて、現場の声を届けていくことと併せて、その内容に注視してまいります。

今後も農業委員、農地利用最適化推進委員が丸となり農地に係る諸課題の解消と農地利用の最適化に取り組んでいく所存でございますので農業者の皆様におかれましては、引続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

QRコード
(農委HP)

地域計画の策定について

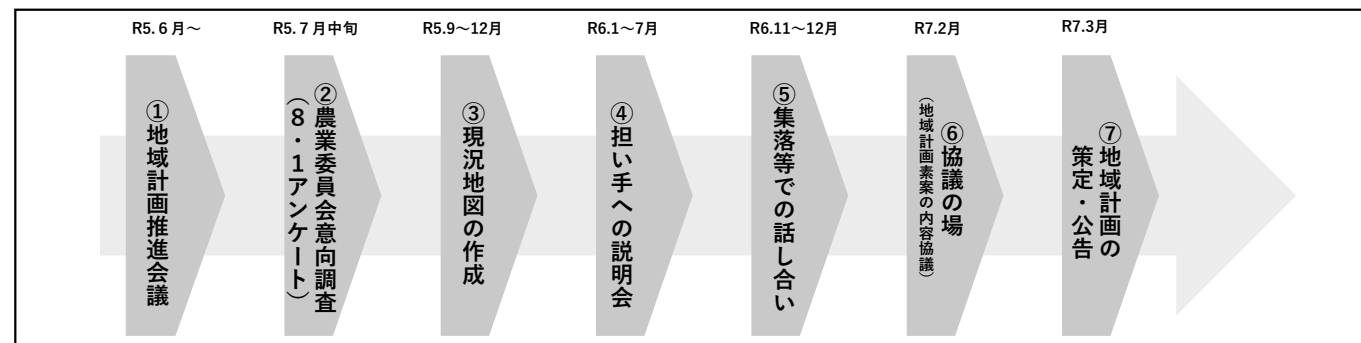
人・農地プランから「地域計画」へ

これまで地域での話し合いにより「人・農地プラン」を作成・実行していただきましたが、高齢化や人口減少等により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、農地が適切に利用されなくなることが懸念されることから、令和5年4月1日から農業経営基盤強化促進法が改正施行され、「人・農地プラン」を見直し、「地域計画」を策定することが義務づけられました。

地域計画とは…

「人・農地プラン」を基に、地域の農業を誰が利用し、どのようにまとめていくか、地域の農業をどのように維持・発展させていくかなどを地域で話し合い、地域の農業の将来の姿をまとめた未来の設計図です。

地域計画策定までの流れ



地域計画の公表について

農業者、市、県、JA、土地改良区、農業委員会などの関係機関で構成する【協議の場】を設置し、対象区域における農業の将来の在り方、農業上の利用が行われる農用地等の区域、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため必要な事項について協議を行いました。

【協議の場】の結果は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程に基づき市HPにて公表します。

農地の貸借の手続きが変わります

これまで農業経営基盤強化促進法に基づく相対契約を結ぶことができたが、令和7年4月1日からは、農地法第3条を除き、農地中間管理機構を通じた利用権設定に基づく農地の賃借のみとなります。

<農地中間管理事業の賃借申請（利用申込）手続き>

- 【賃借申請書】 農林水産課に備え付けています。また、JA（農業センター）や滋賀県農地中間管理機構のHP上でも公開しています。
- 【受付場所】 農林水産課（市役所4階）
- 【受付期間】 随時となりますが、受付から権利設定まで約3ヶ月かかります。
- 【注意事項】 申請内容が地域計画と照合し、問題ないこと。
賃借期間や賃料等の条件は事前調整していること。
- 【問合せ先】 農林水産課（市役所4階）TEL 077-561-2347
滋賀県農地中間管理機構・大津南部地域窓口（滋賀県農業教育情報センター2階）[R7.3.31から有効]



農林水産課
HPQRコード

草津あおばな川柳コンテスト お題 あおばな

- （特選）あんじゅ
- 染まる和紙 紡ぐ伝統 未来へと
- （入選）あおは
- 摘むたびに 心染めゆく 青・蒼・碧
- （入選）Switch小ぞう
- 仕切弁 草津の辻に アオバナが咲く



- 発行日 毎週金曜日
- 購読料 1ヶ月700円
- 申 込 農業委員会事務局まで

安心で豊かな老後のため、農業者年金に加入しましょう!!



お問合せは…

草津市農業委員会事務局
TEL 077-561-2415
JAレーク滋賀
草津地区統括本部総務課
TEL 077-562-2391

農業者年金加入条件

農業者年金は、次の要件を満たす方はどなたでも加入できます。

- 60歳未満の方
- 年間60日以上農業に従事（配偶者・後継者も可）
- 国民年金第1号被保険者

経営移譲年金・特例付加年金を受給されている方で、後継者に移譲した農地を転用される場合、年金が減額されることがありますので、事前に農業委員会事務局までご相談ください。

委員の思い



農業委員会 副会長
田中 実

近年、農業従事者の高齢化、農地面積の減少から食料の安定供給の確保が出来るのか案じているところです。令和7年干支の巳年にちなみ、かのフリードリヒ・ニーチェの名言に「脱皮しない蛇は死ぬ」という言葉があり、その意味は、肝心な骨格は変わらず、常に変化することを恐れずに進むというものです。

農業においては、時代に即した対応を疎かにしてきたかもしれません。老朽化した施設・設備の更新はもとより、若者が農業に魅力を見出せなくなっていました。

ところで、最近、めっきり田んぼの畦で蛇の姿を見なくなりました。農薬散布で被捕食者がいなくなったことと、脱皮前に天敵となるカラスやトビに食べられ、生息できなくなったのではないのでしょうか？さらに、高温障害もあり、動物もさることながら、作物の栽培そのものが難しくなり、未来がどうなっているか心配でなりません。

私が座右の銘にしている「実るほど頭を垂れる稲穂かな」の例えになっている稲穂そのものが無くならないよう、将来も農業を続けていけるよう、皆さんと一緒に取組んで参りますので、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。



農地利用最適化推進委員会
副委員長
山岡 康一

農業者の皆様、日頃より農業委員会の活動に御理解、御協力を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

さて、近年の地球温暖化による異常気象の発生中、高温障害等により水稻の作付けにおいても難しくなり、肥培管理にご苦労をされておられることと存じます。

我々農業委員会の業務としては農地の確保と有効利用はもとより、農地利用の最適化、担い手の育成、遊休農地の解消など、地域農業の課題解決と、10年後の農業を見越した地域計画を令和7年3月末までに策定することとなり、最終段階となっております。農地利用最適化推進委員の役割としては、離農により増え続ける遊休農地の解消が大きな課題となっていますが、その殆どが面積の少ない未整備田であり、大型農業機械が入らないことから、担い手にも引き受けてもらえず、その調整に苦慮することが多くなってきました。優良農地もさることながら、集落周辺の生活環境の悪化を防ぐため、今後とも、農家の皆様の御支援と御協力を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

新規就農者の紹介

(株)メタルヴィレッジ（農地所有適格法人）

(株)メタルヴィレッジは、草津市内に本社がある(株)メタルアートの子会社として令和4年に設立されました。農業を通じて地域に新たな雇用を生み出すとともに、収穫体験や食育体験を通じて地域振興への貢献を目指しております。

令和5年に南山田町の農業用ハウスでいちごの栽培をスタートされ、日本野菜ソムリエ協会主催の第2回全国いちご選手権にて、滋賀県のオリジナルいちご「みおしづく」で入賞を果たされております。

令和6年12月には、矢橋町に西日本最大級となる約9,700㎡のハウスが完成しました。このハウスには、直売所やカフェも併設される予定です。オープンの際には、是非、お立ち寄りください。

農地利用最適化推進委員会 委員長

中野 孝彦



近年、農業を取り巻く情勢は厳しく、農業者の減少、高齢化、後継者不足、異常気象、自然災害、更にウクライナ侵攻や円安等による生産資材、燃料、肥料の高騰により農業経営に多くの課題が山積みしております。

そうした中、課題解決のため担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など「農地利用の適正化」に努める必要があります。

農業経営基盤強化促進法により、これまで「人・農地プラン」に取り組んでまいりましたが、令和5年4月以降は、同法が改正され、農業の将来の在り方を深め、かつ、農業を担う者ごとに利用する農地を示した目標地図を付け加え、名称も「地域計画」と代わり、令和7年3月末までの策定が義務付けられています。

市と農業委員会はもとより、土地改良区、農地中間管理機構、JA等が将来の農業の姿を共有し、役割分担のもとで、今後も「地域計画」の精度を高める取組みが必要となっています。

農業者の皆様におかれましては、今後とも農業委員、農地利用最適化推進委員の活動に御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【祝市制70周年記念草津市農業委員会 有志によるお米の寄贈式】

草津市内でこどもたちの居場所づくりに取り組む「こども食堂」の運営を支援しようと、「祝市制70周年記念草津市農業委員会委員有志」の8名より、草津産のお米240キロを草津市社会福祉協議会に寄贈いただきました。

農業委員会総会前に開かれた寄贈式では、同会有志の代表で、草津市農業委員会会長から「将来を担うこどもたちが、地元産のお米を食べて、笑顔になってくれることを望みます。」との意を伝え、市内のこども食堂にお米を提供する草津市社会福祉協議会清水和廣会長に目録を手渡されました。

同社会福祉協議会会長は、「こども食堂を運営する団体から、物価高騰に加え、この秋からの米価高騰で、お米の提供をして欲しいと希望が多くあったものの、お米の寄付が少なく、地元産のお米の支援をしてもらえて本当にありがたいと思います。」とお礼の言葉を伝えられました。

寄贈されたお米は、草津市社会福祉協議会を通じて、市内のこども食堂を運営する団体に贈られました。

（令和7年1月17日版 全国農業新聞近畿版に掲載されました）

